

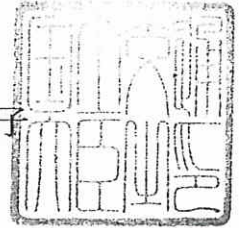


認 定 書

国住指第2219号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第八号及び同法施行令第108条第二号(外壁(非耐力壁):30分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030NE-9107

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

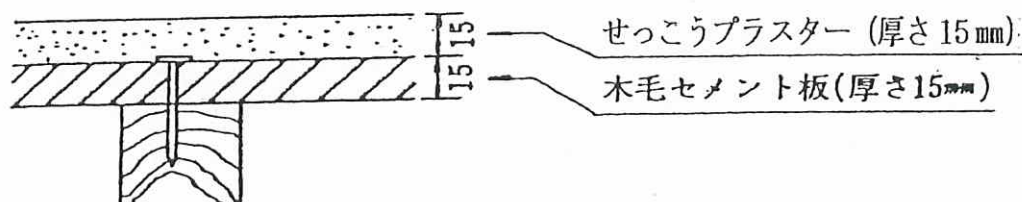
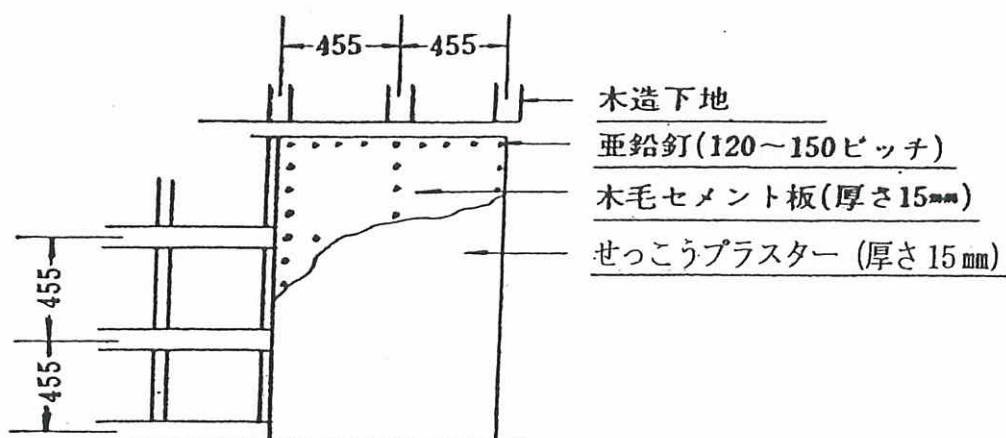
せっこうプラスター塗/木毛セメント板張/木造外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	PC030NE-9107	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	せっこうプラスター塗／木毛セメント板張／木造外壁	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 外壁
2. 構造説明図 (単位 mm)
重量 37 kg/m² (木枠を含む)



3. 材料等説明

(1) せっこうプラスター

JIS A 6904 せっこうプラスターの規定による。

(2) 木毛セメント板

JIS A 5404 木質系セメント板に規定する木毛セメント板で厚さ 15 mm以上のものとする。

(3) 取付金物

JIS A 5508 くぎに規定するせっこうボード用くぎ及び亜鉛めっき処理した平頭ビス、長さは木毛セメント板の実厚の 2 倍のものとする。

4. 標準仕様

(1) 木毛セメント板は JIS A 5404 木質セメント板に適合する厚さ 15 mm以上のものとする。

(2) 木毛セメント板の取付け及び目地の処理方法などについては日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS 26 内装工事（木毛セメント板）及び JASS 15 左官工事（一般事項、ひび割れ防止）の各項に準ずる。

(3) せっこうプラスターは JIS A 6904 に適合する混合せっこうプラスター及びボード用せっこうプラスターとする。

(4) せっこうプラスターの調合（容積比）及び各層の塗厚は JASS 15 左官工事各項に準ずるものとし、塗厚は 15 mm以上とする。

5. 付帯条件

なし